

# 令和5年 渡嘉敷村議会会議録

第4回定例会（9月13日～19日） 7日間

渡嘉敷村議会

# 目 次

令和5年第4回定例会（9月13日）

令和5年第4回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1	
出席議員	2	
議事日程第1号	3	
日程第1	会議録署名議員の指名について	4
日程第2	会期の決定について	4
日程第3	議長諸般の報告	4
日程第4	村長行政報告	5
日程第5	一般質問について	8
日程第6	報告第7号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告 について	40
日程第7	報告第8号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率 の報告について	40
日程第8	同意第4号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	41
日程第9	同意第5号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	41
日程第10	同意第6号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	41
日程第11	同意第7号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	41
日程第12	認定第1号 令和4年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について	43
日程第13	認定第2号 令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	45
日程第14	認定第3号 令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	48
日程第15	認定第4号 令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	48
日程第16	認定第5号 令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について	49
日程第17	認定第6号 令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	50
追加日程		
日程第1	議案第27号 令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について	
日程第2	議案第28号 令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)に ついて	50

日程第 3	議案第29号	令和 5 年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) について ……………	52
日程第 4	議案第30号	令和 5 年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) について ……………	53
日程第 5	議案第31号	令和 5 年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)に ついて ……………	55
日程第 6	議案第32号	令和 5 年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)について ……………	56
日程第 7	議案第33号	渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例について ……………	57
日程第 8	発議第 4 号	渡嘉敷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定に ついて ……………	58
日程第 9	発議第 5 号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例制定について	58

令和5年

第4回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

9月13日

令和5年第4回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期7日間 自 令和5年9月13日  
至 令和5年9月19日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第7号、報告第8号 同意第4号、同意第5号、同意第6号 同意第7号 認定第1号、認定第2号、認定第3号 認定第4号、認定第5号、認定第6号
9月14日	木	本会議	議案第27号、議案第28号、議案第29号 議案第30号、議案第31号、議案第32号 議案第33号 発議第4号、発議第5号

令和5年第4回渡嘉敷村議会定例会は  
令和5年9月13日(水)午前10時00分に  
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期7日間  
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	新 垣 一 史	出
2	座間味 満	出	6	當 山 清 彦	出
3	玉 城 保 弘	出			
4	金 城 涉	出			

出席議員6名

会議録署名議員 3番 玉城保弘議員 4番 金城涉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 玉城広喜

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	新 里 武 広	観光産業課長	小 嶺 国 士
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	宇 野 昭 子
教 育 長	金 城 満	民生課課長補佐	赤 嶺 孝 幸
総 務 課 長	新 垣 聡	船 舶 課 長	山 城 淳
会 計 課 長	尾 崎 憲 男		

終了：9月13日(水曜日)午後3時54分

令和5年第4回渡嘉敷村議会定例会議事日程

令和5年9月13日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	報告第7号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第7	報告第8号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第8	同意第4号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第9	同意第5号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第10	同意第6号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第11	同意第7号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第12	認定第1号	令和4年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第2号	令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定第3号	令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第4号	令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第5号	令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第6号	令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

追加日程

第1	議案第27号	令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)について
第2	議案第28号	令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)について
第3	議案第29号	令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
第4	議案第30号	令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第5	議案第31号	令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
第6	議案第32号	令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
第7	議案第33号	渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例について
第8	発議第4号	渡嘉敷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について
第9	発議第5号	渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例制定について

## ○ 當山清彦議長

おはようございます。ただいまから令和5年第4回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番玉城保弘議員、4番金城渉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月19日までの7日間に決定しました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員から令和5年7月分、8月分、9月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控え室に配置し閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。なお、諸般の報告についてはお手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

### 議長諸般の報告

令和5年6月14日～令和5年9月12日

令和5年

6月14日(水)	第3回渡嘉敷村議会定例会	(全議員)
6月23日(金)	令和5年沖縄戦没者追悼式	(議長)
7月6日(木)	沖縄県町村議会議長会定例役員会	(議長)
7月13日(木)	例月出納検査	(監査)
7月14日(金)	県産品優先使用要請行動対応	(副議長)
7月18日(火)	那覇連絡事務所監査	(監査)
7月29日(金)	沖縄県農林水産部と南部市町村との行政懇談会	(議長)
8月9日(水)	沖縄県商工会連合会設立50周年記念事業	(台風で欠席)
8月9日(水)	沖縄県介護保険広域連合議会運営委員会・全員協議会	(副議長)
8月10日(木)	沖縄県介護保険広域連合議会定例会	(副議長)
8月16日(水)	町村議会正副議長研修会	(正副議長)

渡嘉敷村議会議長 當山清彦

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

## ○ 新里武広村長

おはようございます。行政報告の前に一言ご挨拶を申し上げます。去った8月の台風6号におきましては、當山議長はじめ、議員の皆さまには情報提供と復旧への協力、心よりお礼申し上げます。村内におきましては家屋の被害、林道、村道、港湾施設の被害がありましたが、幸い大きな人的被害がなかったことに安堵しております。

県内においては2018年の台風24号による108時間と49分を大幅に上回り、過去10年間で最も長い166時間53分と停電の最長時間となりました。8月1日から県内では停電が発生し、最後に渡嘉敷村の高圧配電線が復旧したのは同月8日の午後7時14分でした。台風6号は二度に渡る接近で70時間暴風域に入り、復旧作業に入れず停電が長引くことになりました。

また、期間中、沖縄県や関係機関との連絡調整においては、通信回線が不通となる中、災害本部対応職員、台風後の幹線道路、港湾施設等の清掃等については職員が一丸となって村民の生活及び観光客の受け入れについて対応できました。

また、代議員等視察の際には被害状況説明と防災の観点は元より観光地としての景観、医療、福祉、特に今回の災害は停電が深刻な被害となったことから、無電柱化の推進の必要性を要望しております。現在もまだ台風6号による復旧等については時間を要しておりますが、災害救助法による支援、災害支援金による復旧に向け対応を検討してまいりますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、令和5年6月14日から昨日9月12日までの行政報告につきましては、お手元に配布しております書面のとおりでございます。朗読は省略いたします。

### 行政報告書

(令和5年6月14日～9月12日)

6/14 (水) 10:00	令和5年第3回渡嘉敷村議会6月定例会	議場
6/16 (金) 13:00	全国漁業信用基金協会 沖縄支所 令和5年度事業報告会	水産会館5階ホール
6/17 (土)	渡嘉敷村バレーボール大会(村体協)	交流の家体育館
6/19 (月) 11:30	沖縄電力株式会社 那覇支店長 喜納氏 第51回定時株主総会について	村長室
6/19 (月) 13:30	環境省 沖縄奄美自然環境事務所 宇賀神所長・他 宇賀神所長 7月1日付け人事異動に伴うあいさつ	村長室
6/20 (火) 13:00	渡嘉敷診療所 田子Dr、金城看護師との台風時等に伴う 対応方について協議 その他コロナ感染症拡大に伴う注意喚起について 民生課 尾崎りさ保健師、神田主事	村長室

- 6/21 (水) 10:00 阿波連区ハーリー行事出席 祝辞 阿波連ビーチ
- 6/22 (木) 10:30 阿波連区ビーチ前 用地協議 富濱氏 村長室
- 11:00 MRO japan株式会社 工場見学概要について 村長室  
 総務部総務課マネジャー 斉田弘毅氏  
 見学事業室 山城宏美氏、我那覇里奈氏
- 6/23 (金) 11:30 令和5年沖縄全戦没者追悼式 平和祈念公園 糸満市摩文仁
- 6/24 (土) 9:00 教育DXについての研修会 沖縄県立糸満青少年の家  
 デジタル庁 浅野大介氏、Google 小出氏、他
- 14:00 沖縄県高齢者ケア研究会 沖縄県立看護大学
- 6/27 (火) 13:30 阿波連小学校 ハナリ島永遠 応援激励 阿波連ビーチ
- 18:00 渡嘉敷区総会
- 7/2 (日) 13:00 渡嘉敷区 5月ウマチー 渡嘉敷神社
- 7/3 (月) 11:30 ・県産品優先使用要請行動 村長室  
 渡嘉敷村商工会新垣会長、普久原指導員
- 7/4 (火) 13:50 ・環境省 国定勇人政務官 慶良間諸島国立公園視察、村長表敬 村長室  
 (本省)  
 国定勇人政務官、遠矢駿一郎大臣官房秘書課長補佐(政務官秘書官)、  
 榊厚生自然環境局国立公園課長補佐、須崎将太自然環境局国立公園課  
 環境専門員  
 (沖縄奄美自然環境事務所)  
 浪花伸和、鈴木祥之、服部恭也、前山佳子、三石裕弥香
- 7/11 (火) 14:00 ・令和5年度離島フェア開催実行委員会総会 自治会館
- 15:15 ・令和5年度沖縄県離島振興協議会・沖縄県過疎地域振興協議会合同  
 研修会(総務課企画係 西田大河、DX推進係國仲修平 同行)  
 ・内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官 田村一郎氏  
 ・内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官補佐 柳下明之氏
- 7/12 (水) 14:00 ・沖縄県消防指令センター全体更新について 自治会館  
 ・第149回沖縄県町村土地開発公社理事会  
 ・令和5年度沖縄県治水協会通常総会  
 ・沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会  
 ・沖縄県介護保険広域連合運営会議
- 7/14 (金) 10:00 県産品優先使用要請行動
- 11:30 沖縄機械整備 表敬訪問取締役副社長 比嘉正樹氏、他1人 村長室
- 13:00 沖縄気象台長 表敬訪問  
 ・台長 藤川典久氏、危機管理調整官 志堅原透氏、地域防災対策支援

		調整官 兼城薫氏、技術専門官 玉城和男氏	
	14:00	おきぎん経済研究所 研究員 小嶺貴史氏 ※調査月報の取材	村長室
7/17 (月)	16:00	美ら島環境美化清掃 村内一斉清掃	村内
7/20 (木)	10:00	中村文雄氏との面談	村長室
7/21 (金)	13:30	渡嘉敷村観光協会関根会長との協議 小嶺観光産業課長 同席	村長室
7/26 (水)	13:30	令和5年度渡嘉敷村職員採用試験審査会 村長・副村長・教育長	村長室
7/27 (木)	15:30	台風6号に伴う災害対策本部会議 第1配備(災害対策準備体制)	
7/28 (金)		南部市町村と沖縄県農林水産部との行政懇談会 ⇒台風5号による海上時化の為欠席	
7/30 (日)		高速船1便のみ フェリー渡嘉敷発14:00	
7/31 (月)	16:00	災害警戒本部設置 避難所開設 船便全便欠航	
8/1 (火)	4:25	災害対策本部に変更 避難所開設 船便全便欠航	
8/2 (水)		避難所開設 船便全便欠航	
8/3 (木)	5:19	災害警戒本部に変更 避難所閉鎖 船便全便欠航	
8/4 (金)	12:24	災害対策本部に変更 避難所開設 船便全便欠航	
8/5 (土)		避難所開設 船便全便欠航	
8/6 (日)	7:30	避難所閉鎖 船便全便欠航	
8/7 (月)	6:55	災害警戒本部に変更 船便全便欠航	
8/8 (火)	17:00	解散 フェリー泊発13:00 渡嘉敷発16:00、高速船全便欠航	
8/9 (水)	14:00	沖縄県商工会連合会設立50周年記念事業 宜野湾市ラグナガーデンホテル	
	19:00	岡田直樹内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)との懇談会	自治会館
8/10 (木)	10:00	台風6号に伴う沖縄県関係部局への状況報告及び対応支援お礼 子ども生活福祉部宮平道子部長、大城清二生活企画統括官 企画部金城敦部長、武田真企画調整統括官 科学技術振興課大城友恵課長、玉城純子班長	沖縄県庁
	11:00	沖縄県土木建築部港湾課へ台風6号に伴う港湾施設の状況及び対応策についての協議。呉屋健一港湾課長、嘉手刈典雅班長	
	13:45	沖縄県土木建築部南部土木事務所へ台風6号に伴う港湾施設の被害状況報告及び対応策について 仲嶺智所長、玉城正教技術総括。(小嶺観光産業課長同席)	南部土木事務所

- 8/11 (金) 18:00 渡嘉敷区大綱引き
- 8/12 (土) 10:00 國場幸之助 衆議院議員、吉嶺 努 那覇市議員、当山清彦 村議会議長  
台風6号に伴う災害視察 渡嘉敷村内
- 8/19 (土) 18:00 慶良間太鼓同志会結成35周年記念自主公演 祝辞 浦添市てだこホール
- 8/21 (月) 9:00 ICT活用向け教職員研修会 あいさつ 村中央公民館
- 8/22 (火) 8:45 渡嘉敷村観光大使たにぞう氏 村長表敬 村長室
- 8/25 (金) 10:00 環境省自然局長 白石隆夫氏、国立公園課 国立公園利用推進室室長  
水谷努氏、沖縄奄美自然環境事務所長 北橋義明氏、同整備課長  
鈴木祥之氏 村長表敬 村長室
- 8/26 (土) 9:00 岸田総理大臣、國場幸之助衆議院議員との懇談会。  
(那覇・南部離島市町村長議長) パシフィックホテル沖縄
- 9/6 (水) 令和5年10月1日付け職員採用について協議 村長室
- 9/7 (木) 16:00 令和5年10月1日付け職員人事異動内示 村長室
- 9/12 (火) 9:00 阿波連小学校 1・2年生、道徳・生活授業 庁舎  
村長室、副村長室、総務課、観光産業課、教育課、議会事務局  
1年生(4人)2年生(1人)、西表校長、他1人 引率

#### ○ 當山清彦議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり答弁を含めて60分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いします。順次発言を許します。

初めに、4番金城渉議員の発言を許します。

#### ○ 4番 金城渉議員

おはようございます。今日からユーチューブ配信ということで、トップバッターで質問させていただきます。ちょっと緊張していますがよろしくお願いいたします。

それでは、通告書にしたがい質問いたします。質問事項1、副村長の政治姿勢について。前村長と共に昨年まで4年間行政を運営して来られましたが、昨年の村長選挙で前村長を痛烈に批判して圧倒的に村民の支持を得て当選した現村長と共に現在副村長として行政の中核にいるのはどういう心境、もしくはどういう政治姿勢なのか、お伺いしたいと思います。

#### ○ 神里敏明副村長

お答えいたします。副村長になるためには、まず村長からの指名、そして議会議員の皆さまの選任同意、そして最終的に村長が任命されるという手はずになります。私が現在今この役職におりますのは、もちろん村長からの指名、ぜひお願いしたいと、ぜひ頑張っていたきたいということが一番でございます。そして1期4年間副村長の職をやってこれまして、行政でのいろいろな課題、まだまだ解決しなければいけない事項もたくさん山積

しております。そういう中で私が40年余り行政経験をしてきておりますので、そういった経験をいかして今後とも村のために活躍、私を必要としてくれるのであれば頑張りたいという気持ちでお引き受けしております。それが私が現在に至っている状況でございます。

#### ○ 4番 金城渉議員

事務的な手続き等は十分熟知しているんですけども、私が尋ねたのは心境なんですよ。選挙で村長選があったわけですね、ありましたね。その時に希に見る得票差で現村長が当選したわけですよ。ということは言葉を返せば、前政権は非常に悪かったと、村民のためにならなかったんだと。あるいは行政内、役場職員内でも支持されなかったと。そういう結果が選挙にあらわれて今現在に至っていると思うんですけども。その時、村長は要するにもう駄目だという村民のジャッジが下ったわけですよ。その右腕として4年間いた副村長、村民からその4年間の間にいろんなバッシングがあったと思うんですよ、非難が、行政に対して。どういうフォローをしてきましたか副村長。要するに一心同体ですよ、村長と副村長は特別職で。総務課長とか役場の職員ではありませんよね。村長が信用して指名して、一緒に村長の方針を一心同体として進めていくと、村の運営を、村民の信用を得ると。もうニコイチですよ、一般論で言えば。その時に、村長これ間違っているよとか、そういう指摘とか、軌道修正とかやりました？ 副村長お願いします。

#### ○ 神里敏明副村長

これまで副村長は長の補佐役ということですので、いろんな議論の中で私は私なりの意見を述べましたし、そういったフォローも意見も述べさせていただいております。

#### ○ 4番 金城渉議員

結果、村長選挙というかたちで村民のジャッジが下ったわけですよ。同時に辞めるべきじゃないかと僕は常識的に思っております。例えば例を言うと、国会で民主党政権が自民党に代わる、副総理もしくは官房長官そのまま残りますか。全く違う思想が国民から審判下ったわけだから総辞職、しかも全く一心同体、右腕の副村長。現政権は全く180度違う方向できていますよね、今。前村長をあれだけ批判して。その心境を聞きたいですね。どういう心境、もしくはいまおっしゃった長い行政経験40年の、180度どう軌道修正していくのか。約10か月なりますけれども、具体的に改善した部分ちょっと教えていただけますか。

#### ○ 神里敏明副村長

改善した部分という質問ですけども、これは一概にここをこうしましたよという問題ではなしに、随時いろいろな課題、問題を一緒になってやっていくわけですので、今これがどうしました、これがどうしましたということは申し上げられないです。

#### ○ 4番 金城渉議員

申し上げられないということはないでしょう。公務に就いているわけだから。要するに前の政権は駄目だと、村長は駄目だというジャッジが下ったわけですよ。あれだけの得票

差というのは稀だと思いますよ。それだけ失策なんですよ前政権は。私が強調しているのは、副村長あなたも一緒ですよということです。責任を取るべきですよと。あれだけ村民に非難されたわけだから。そこがころっと12月に寝返って全く違う政権を運営しようとしている現政権に堂々とここに座っていること自体が僕は常識では考えられないと思っています。改善点も具体的に言えない。淡々と業務をこなしています。そこをはっきり、もう副村長なんだから、ナンバー2ですよ、村の舵取りの、政治姿勢を聞いているんですよ。前政権はここが悪かった、だから自分が責任をもって改善するために今の政権で右腕として頑張っていくんだと。具体的なものがあるはずなんですよ引き継いだということは。そこを聞きたいと思っています。何もプランないんですか。ただお願いされたからいますだけなんですか。副村長あなた本人の政治性、政治家ですよ、政治姿勢もあると思いますよ。役場の一職員じゃないから、特別職ですよ。そのへん改めて聞きたいと思っています。お願いします。

○ 神里敏明副村長

政治家という話がありました。私自身は私は政治家ではないというふうに認識しております。そして申し上げている改善点等の話ですけれども、冒頭でも申し上げたとおり副村長の役目は村長の補佐、そしていろいろな政策の事務、委任された事務を行う。そして職員の監督にあたるということが役目でございます。ですので村長が進めていく各種施策を補佐していくというようなことが私の役目だと思っております。

○ 4番 金城渉議員

訂正します。すみません、政治家ではありません。政治思想も持ちながら一般職の役場の職員でもないということを言いたかったんです。すみません、政治家は訂正します。失礼しました。

ですからですよ、じゃあ別の質問をしましょうね。前政権が悪かったところ、横にいて中枢にいて一番反省すべき点、4年間の副村長の業務として、これがまずかったから村民のジャッジが下がったんだと。だから今回新しい政権では自分が改めて前期を反省して今期に取り組んでいくんだと、そのビジョンは持っていますよね。単なる事務屋ですか、言われたことを淡々と事務的にすると。そこがたぶん僕との認識違いだと思います。副村長は事務的なものを言われたら淡々とやると言っているけど、僕はそうじゃないと思いますよ。村長が倒れたらあなたが村長の代行をする重職ですよ、村の舵取り役ですよ。だからそこに政治姿勢も少しは入っているでしょうと言いたかったんですよ。お願いします。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明副村長

まず、最初の前村長のまずかった点という話をおっしゃっていましたが、それは村民も

しくは有権者が判断すべきものだというふうに思います。そしてビジョンという話ですけど、私がビジョンを立てて行政を進めるのではなしに、村長が立てたビジョンを補佐していく、その役目だというふうに先ほどから申し上げております。

○ 4番 金城渉議員

ビジョンというのはね、ちょっと、村の運営をしているというビジョンじゃないですよ。村の運営ビジョンじゃないです。あなたは副村長ですから。副村長としての立場ですよ、副村長を引き受けたからには、つもりがあるでしょう、どういうつもりで引き受けたと。前回はそうですね。やってくれないかと頼まれて指名されて受けました。その時に賛同するものがあつたでしょう。前村長がリーダーですよ。それで副村長がサブリーダー。その時に行政運営に賛同する部分があつたから引き受けたんですよ。そういうことですよ。ビジョンとは。副村長個人の話。そこを現村長のほうとまた話し合つて、自分としてはこういう考えであなたに賛同しますから一緒にやりましょうと。そういう自分の考えというのはお持ちですかということです。

○ 神里敏明副村長

全般的な話になりますけれども、村の行政というのは住民のためにある組織でございます。そして住民サービスがスムーズで的確で、そして住民が良かったと言えるような状況をつくる、環境をつくる。そして役場、職場内も業務をしやすい環境をつくる、そういったために努力をしていくという気持ちはあります。項目を挙げて何をどうするというのはございません。

○ 4番 金城渉議員

僕の質問が悪かったのか。単純にですよ、前政権は悪かったというジャッジを受けたわけですよ、あれだけの得票差ですからね、話を戻しますよ。その時の副村長ですよ、一緒にやっているわけですよ。

質問を変えます。一緒にやってきたわけですよ。村民に批判されて、あれだけの得票差で負けたわけですよ前政権はね。その時副村長としての何らかの責任を感じましたか、お願いします。

○ 神里敏明副村長

一緒にやった長が選挙で当選しなかったということで副村長が責任を感じる、それは政治家、同一政党であつたり同じ、ちょっと表現しづらいんですけども、そういう方々とは違うというふうに思っておりますので、責任の云々という問題ではないのかなというふうに思っています。そして前政権が悪かったから、あなたも一緒に辞すべきじゃないかという話も、これはそれぞれ個人一人一人が感じることであつて様々ですので、私は冒頭で申し上げたとおり、村長から指名されて、まだ自分が村のために活躍できる、協力できるということであれば続行するという気持ちで引き受けたわけでございます。

○ 4番 金城渉議員

分かりました。責任は感じないということですよ、これでいいんですよ。ユーチューブで発信されているいろんな方々がたぶん見て、これまでの議会と違ってたぶんいろんな方々がいろんな賛否両論意見が来ると思います、これから。今日の議会は非常に革新的だと思っています。ユーチューブ配信で。渡嘉敷の多分、会議のあり方が変わる歴史的な日かなと僕は思っています。島んちゅだけで渡嘉敷あるあるだけで片付けられる問題がまさに今村長がおっしゃった答弁だと思っています。これ一般論で島外、県外の方々はあれっ？

とたぶん思うでしょう。それで敢えてユーチューブで配信するのでこの質問を今回したんですよ、一番最初に。分かりました。じゃあ責任を感じてないということで、淡々と村長から指名されたので継続して業務にまい進していくと、そういう捉え方でよろしいですね。引き続きいいですかね。

質問事項2番、3月から継続している高速船問題。①公開条例に基づいて公文書開示請求を作成し公文書の公開作業を進め、高速船マリンライナーとかしきの発注時の仕様書と現状の比較作業を進めているがなかなか資料の開示がされない。公共事業においては常に公表すべきではないかと思っています。秘匿する理由は何か。要するに開示請求してもなかなか資料が出て来ない。村長、開示しない理由、秘匿する理由は何か、それをお聞かせください。

#### ○ 新里武広村長

金城議員の質問にお答えいたします。令和5年8月28日付けで請求された6件の公文書公開請求書の件と理解しております。秘匿する理由とは、との質問ですが、秘匿しているわけではございません。9月11日付け、昨日付けで一部については回答しておりますが、その他一部の資料の開示に関しましては個人情報保護法の観点や公文書として取り扱いすべき資料なのか、現在顧問弁護士へ相談しながら慎重に作業を進めているため回答が遅れております。結果が出次第速やかに回答してまいりますのでご理解のほうお願いしたいと思います。

#### ○ 4番 金城渉議員

いえいえ、昨日今日の話をしているわけじゃないですよ。冒頭に僕言いましたよね。3月の議会の継続審議なんですよ。僕がこの場で質問するにあたっては根拠が必要なんですよ。これは公文書、僕の憶測だけでは議場では発言できませんよ。前提となるの資料が欲しいわけです。公共事業だから。なぜあるものをすぐ出してくれないのかということですよ。僕が言っているのは。それが例えば6月7日に出しているんですよ。最初は、公文書開示で。仕様書を出しています。これはありません、ありませんって。昨日9月11日に出してもらった資料は3回目の開示報告書なんですよ。その中で離海振にあるからとか、一番最初はね6月7日の請求の際には帰ってきた答えは、役所になっただけなんですよ。2回目は離海振にあるリース会社に。僕が離海振と直接やりとりして、離海振のほうから役場のほうに提出するから役場のほうから取ってくれと。これは7月24。前の議会でも議事録に載

っていますよね、村長はないないの一点張りだったですよね、仕様書が、一番肝心な仕様書がないないの一点張り。

でですよ、あなたは3月の議会の議事録、私はその頃事務局にいました。その時の仕様書など提出してもらった。実際にこの船が仕様書どおり出来ているのかどうか確認いたしました。その中で実際のスピードが出ていませんということがありましたので監査として報告しますと。これ何年前かな。当初の令和1年2年の頃にはもう仕様書を見ているわけですよ村長は。だから僕敢えて役場にあるものだと、もしくは僕が開示請求書に書いておるとおり、重要資料だから離海振にあったとしても役場にないとまずいから写しを早めにとってくれと、それを二回目に僕は書いていますよ。それも蹴られている。弁護士を通して話を進めているということを行ったから初めて出てきましたよね、昨日、昨日ですよ。請求したのは僕8月ですよこれ、8月。出てきたの昨日ですよ。離海振は8月の中旬には役場にいつていると言っているんですよ、渡していると。なぜこの間、だから昨日の午後もらって確認のしようがないじゃないですか。それを秘匿と言ってるんですよ、僕は。これだけじゃないですよ、資料は。ちょっとそこらへん理解できない。だから秘匿と言っているんですよ、隠していると。なぜ公の仕事に公共事業、あるべき資料を見せてくれと言ったら見せないのか、それが不思議なんですよ。どういうことでしょうか。

#### ○ 新里武広村長

仕様書につきましては先ほど議員がおっしゃってましたとおりの監査の立場で確認をさせていただきました。しかしながら、この仕様書自体は村のものではないと。離海振と船を造った造船所との仕様書になっていると。ですので第三者には公表することはできませんという答えといただいておりますので、こちらのほうからすぐ出せと言われたものに対しては提出はしておりません。しかしながら、金城議員が離海振のほうにこの仕様書の提出を求めていたということで離海振のほうからは、金城議員には村役場を通してもらってくださいという情報がこちらにありましたので、離海振のほうからその仕様書をいただいて、じゃあこれを役場から提供しても問題ないですか、という確認の上、渡してあります。

#### ○ 4番 金城渉議員

これ昨日ですよ。僕が最初に請求したのは5月ですよ。しかも3回目。だから秘匿していると言っているんですよ。重要資料が役場にないと気づいたら、その場で取るのが行政じゃないですかね。敢えて取らなかったのか。私は取るように書いていますよ、写しを取るようにと。高速船の問題の根本的なスタートラインなんですよこの資料が。どういうかたちでどういう船をオーダーしたのか、そこが分からないと、この高速船の話は足踏み状態なんですよ。だから今まで3月から6月、9月になっているんですよ。それを僕は聞いているんですよ。だから出してくれといっても出さない、3月から話して、それを秘匿と言っているんですよ。なぜ隠すのかと聞いているんですよ。

#### ○ 新里武広村長

別に秘匿しているわけではございません。離海振のほうから金城議員には伝えてありますと。金城議員から連絡がありましたらお渡ししてもいいですよということでございました。それで8月28日に公文書の公開条例に基づく申請が上がってきたので、じゃあそれを準備してお渡ししますと。しかしながら、6件の公文書の申請書がありましたので、その中を精査していく中で個人情報等が入っている件もありましたので、それは慎重に対応したいということで、顧問の弁護士等に相談してからという回答をしております。

#### ○ 4番 金城渉議員

繰り返しますよ、3月からですから、今の話は一週間前の話ですよ。僕が言っているのは3月からの話をしているんですよ。半年間なぜ隠しているのかと。離海振云々は先週の話です。どうぞ。

#### ○ 新里武広村長

仕様書につきましてはですね、村のものではないと、先ほど申し上げたとおり離海振と造船所との仕様書ということで、私たちの公文書ではありません。それを確認した上で離海振とのやり取りの上、離海振から仕様書をコピーして渡してもよろしいですよという許可をもらって昨日に至っております。

#### ○ 4番 金城渉議員

議会に3月からこの問題を取り上げて、根本的な資料が欲しいと言っているんだから、行政のほうが先んじて私より資料を揃えるのが常識だと思っています。離海振と造船場との資料なので村の公文書ではありませんと。じゃあ公文書申請の書類に値しないと。そういうことでもいいんですよ。だったらそこでじゃあ言えばいいですよ、私のほうに。何も書いてないですよ。まあまあいいですよ、これはもうこういう過程があったということで事実は残っていますから。

本題に戻すと、高速船がスピードが出ないと。仕様書を見て初めて、仕様書とリース会社、離海振と造船場との仕様書ですねこれは。あとは渡嘉敷村と離海振のリース会社の裸備船契約書、この二つが今やっと手元に昨日届いたんですよ。数字の誤差がだいぶあってですね、速力に関して。村が受け取った契約書には、最高速力33.3ノット、航海速力30ノット、これは村とのリース会社の契約書です。今の話、リース会社、船主、離海振が造船場にオーダーした仕様書、こういう船を造ってくれと、には最高速度35ノットの巡航航海速度34ノット、これをオーダーしているんですよ。実際今使っている運用している現場の方々に聞くと、30ノットで今真夏の状態、水温が29～30℃ある海水温。お客さんは満船。30ノットでは到底走れませんよと。28ノットで走っているというのは通常村長が言っている経費節約、燃料代が高騰しているから、という理由で28ノット巡航を使っていると。

じゃあ試しに30ノットで走ってみようという話をしたら、到底無理ですよと、オーバーヒートしますよと。要するに今問題になっているのは3パターンあるんですよ。先週、リース会社が造船所にオーダーした速力の数字で、リース会社が渡嘉敷村との契約書上の速力

の数字、実際船が出せる速力の数字、この3種類がバラバラなんです。その数字が何が悪いかということは、渡嘉敷村はパンフレットでも今まで20年間、高速船35分で渡嘉敷走ります。カーフェリー75分、これをうたってきているわけです。実際やってきたわけです。先代のマリンライナーは。私たちはそれを前提として2隻目の後継船をオーダーして、金額も増額して、年間経費、燃料代も増額して、予算計上して運用してきたはずなのに、今40分、45分でしか走れないと。いつの間にか35分という言葉は消して40分が正常だというふうにもってきているけれども、原点は35分で走れる高速船なんです。燃料代高騰云々というのは、隣の座間味村はちゃんと高速船の運用をしていますよ。同じ人数を乗せて。行政の考え方の違いかも知れないけれども。というのは、これは実際この船は走れない欠陥船なんです。

それに対してちゃんと契約書どおりのリース代を払って4年間今まで、5年間かな、一言も抗議もしない、議論もしない、これが不思議でたまらない。財源は私たちの税金です。私だって議員として税金をつかっている側の監視している側としてはやっぱり問題意識を提議するのが私の仕事だと思っているので、この仕事をやっています、議会でね長いこと質問しているんですけども。村長はそのへんどうお考えなんですかね。要するにこの船の問題意識はあるのか、いやこれが正常なんだと、議会で何回も同じことを繰り返し質問するけれども、問題ないと思っているのか、どうぞ村長。

○ **新里武広村長**

この件に関しましては質問の中に含まれておりませんので回答を控えさせていただきます。

○ **4番 金城渉議員**

質問の中に入っていないから答えないって、議会ってそんなもんですかね。この問題に関連することをつなぎ合わせて問題解決するのが議会、議論だと思っているんですけども。一般質問の5行の項目に入っていないからお答えできないというのが議会で、村長の答弁でよろしいんでしょうかね。ユーチューブ配信されていますよ、どうぞ。

○ **新里武広村長**

高速船については欠陥船ではないと何度も申し上げておりますので、回答を控えるというのはそういうことでございます。

○ **4番 金城渉議員**

この一言が聞きたかったんですよ。要するに欠陥船ではないと今はっきりおっしゃっていますので、分かりました。

3番目の地域おこし協力隊についてお伺いします。すみません、2番の高速船問題ですね。②が抜けていますね、すみません、戻します。8月中旬に海上勤務、マリンライナーか、渡嘉敷フェリーかな、両方の現場職員に、村長がファイリングを持って個人個人の船員にヒヤリングしたと。金城渉に会った職員はいるかと、1人ずつ調査に回ってきてたと。

そういうのを耳にしたので、どうでもいい話かもしれんけど、とりあえず村長、その意図をお聞きします。

○ 新里武広村長

答弁します。金城議員に会って話をしたのは誰か、という聞き取りはしておりません。しかしながら、8月23日、24日両日にフェリー、高速船の全乗組員を対象に、去った6月議会において議員自らが船長、機関長、乗組員から高速船についてヒヤリングをしたということの発言がありましたので、乗組員全員を対象に、金城渉議員から聞き取り調査、いわゆるヒヤリングはされましたか、という確認でした。

○ 4番 金城渉議員

議事録まだ上がっていないんですけど、6月の、もう一回読んでくださいね。読んでくださいよ。でですよ、村長自ら調査するというは僕は不自然だと思うんですよ。ある意味ですよ、パワハラですよ。普通は担当課長がいるわけだから現場に、これは村長の政治方針だから、担当課長にこういうのを聞きたいから、議会での対応をね、担当課長ちょっと聞いてくれないかと。現場も長がいるわけですから船長という、組織というのはそういうもんでしょう。それを崩して全職員に対応するというは、彼らから言わせれば、僕からもそうですけれど、口封じ、そういう圧力をかけられていると、そういうふうな僕は捉え方をしているし、現場の人も数人はそういうふうに言っています。これは明らかにパワハラだよねと。村長自ら来たら、もう渉さんとは会えないよねと。渉さんにはしゃべるなど、そういう圧を感じましたと。こういうのは一般的に僕はパワハラだと思いますよ。司法の専門家に相談して然るべきところで訴えられるかもしれません、内容によってはね。村長それどう思いますか。

○ 新里武広村長

パワハラとは私は思っておりません。船舶課長と副村長といろいろお話をした中で、先日、金城渉議員は副村長室に訪れていろいろ話をされたという情報をいただきました。その中で当然これは私のほうで指示してありますので、じゃあ私個人で対応しますということで職員への配慮の意味を込めて私自身でヒヤリングをしております。ヒヤリングとしても実際、金城渉議員からそういったこと、ヒヤリング調査されたんですか、この一言だけでございました。内容についてはほとんど確認しておりません。その中でも、今パワハラというお話がありましたけど、どういったことがパワハラのご定義か、聞き取りした乗組員からはこちらのほうには上がってきておりませんので、そのへんは専門的な弁護士等も通して相談してまいりたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

6月議会でハラスメント対策の話をしたばかりだけど、パワハラじゃないと言うほうはじゃないと思いますよ。司法できちっと上がってきたら対応したらいいですよ。

3番目の地域おこし協力隊についてお伺いします。現在、2人の協力隊の方々が活躍し

てもらっていますが、村長との事業への認識の乖離が見受けられる。事業主体の国と再度確認が必要ではないかと思います。村長が協力隊に対しての認識、どういう制度でもって渡嘉敷村が向かい入れて今活躍、活動してもらっているのかという、村長はどのような理解しているのか、この制度に対して。例えば財政面だとか、村からの出費が相当あるような、村も負担されているようなことを発言されていますよね。そこが制度の理解のちょっと乖離があるのかなと思ってね。協力隊はどのようなふうに捉えています？ 村長。今、村の臨任職員としてのたぶん位置づけだと思いますけれども。そういう一般採用の臨任職員なのか、国の制度をつかって来てもらっている、その違いをどう認識されているのか。要するに一般採用、村が採用した職員、臨任職員と思っているのか。だから人事権は村長があつて、配属替えもあるよと思っているのか。でも国の制度を窓口にして入ってきてもらっている、配属先は決まっている。そのへんにちょっと乖離があるのかなと。お願いします。

#### ○ 新里武広村長

渉議員の質問にお答えいたします。これはもう協力隊を受けるメリットも関係すると思いますので、そのへんも含めて答弁します。外部の人の新鮮な意見や行動という今までになかった新しい視点やアイデアが地域に持ち込まれることで、その地域が新しいチャレンジに取り組み活性化されていくという図式を私は描いております。

その中で金城議員がおっしゃっている、乖離があるということにつきましてははですね、どのような点で乖離があるのか、現在把握しておりませんので、そのへんは当事者お二人に確認させていただきます。しかしながら、現在、担当課と担当者におきましては随時問題点が発生した場合には、随時地域おこし協力隊の方々とは情報交換、意見交換を常時やっている状況でございます。

#### ○ 4番 金城渉議員

じゃあ簡単に、この制度をつかってお二人の方が活躍されておりますけれども、メリット、デメリットはどこでしょうか。

#### ○ 新里武広村長

お二人につきましてははですね、特に観光協会の派遣というかたちで外国人を含む来島者への対応やSNSを使ったPR活動などたいへん活躍していただいております。村としても多大なメリットだと感じております。このメリットはどんどん伸ばしていく必要があると思いますので、今後も定期的に協議を重ねながらより良い活動につなげられるよう連携してまいりたいというふうに思っております。

デメリットにつきましては、まだ二人を受け入れして、今9月ですのでまだ半年も経っていないということでございますので、前期分の事業の評価をした上でメリット、デメリットをきちっと状況把握をしてまいりたいと思います。それを基に次年度どうするかという対応、対策を考えていきたいと思っております。

例えば、観光協会にこれまで通り二人を配置するのか、あるいは農林水産も私たちは力を入れていかなければなりませんので、そのへんにも目を向けていく必要があると思いますので、そのへんをきちんと分析した上で次年度に向けての対応を検討してまいりたいと思います。

しかしながら、今現在、お二人につきましては観光協会のほうで活躍されて、いい活躍をされているという好評のお言葉もいただいておりますので、特にお二人に対してどこが悪いということは現在ありません。

○ 4番 金城渉議員

村長が制度を十分理解していないというのは今のお答えなんです。二人が活躍されているんだったら来年もっと増員したらいいんですよ。これ増員できるんですよ。デメリットを今から探し出す、村長得意じゃないですか、あら探しが。今から半年間の資料を集めてあら探しして、あら探しの言葉を訂正します。資料を基に欠点を突いていくというのかな、重箱の隅を、それは村長得意の今までの40年間の村長の業務のそこは実績だと思えますけれども。これは半年間の業務を分析すると、いつこの答えは出るんですか、いつ頃の答えは出るんですか。

○ 新里武広村長

4月から9月分の事業の評価をして、すぐに出せるものではないと思いますので、でき次第、公表する予定はありません。先ほど金城議員がおっしゃってございました事業の主体は国というお話をされておりましたけど、事業の主体は地方公共団体、渡嘉敷村で、ということは勘違いしないでいただきたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

そこですよ、事業の内容の乖離があるというのは。渡嘉敷村が主体ということは渡嘉敷村が人件費を払っているんですかね。国の制度を利用して受け皿がここじゃないんですか。事業主体は国なんじゃないですか。要するにお金を出しているところが事業主体と僕は理解していますけれどね。

○ 新里武広村長

国が特別交付税等をつかって、こういった事業ができますよということで地方に振っているわけです。それを実際に実施するのは地方公共団体。今二人来てもらっているんですけども、この実施は渡嘉敷村というふうになっています。

○ 4番 金城渉議員

主体は事業主は国ですよ。受けているのは地方自治体ですよ、この制度を利用しているのは。制度を利用しているのが地方自治体です。これは後で精査したらいいですよ。ユーチューブに載っているの、映っているの、後で皆さんから賛否両論あると思います。

でね、例えば久米島町とかは20人ぐらい来ているんですよ、この制度を利用しているんですよ。結局、この二人で終わらせるんじゃなく、僕が言いたい、せつかくこういう成

果を出しているわけだから、もっと増員、来年、再来年この制度を活用して、さっきおっしゃった農林水産の手薄の部分も補強していきながら、もうメリットだらけですよ。あとはつかう側のスキルの問題ですよ。つかうというか受け入れる側の。きちっとしたビジョンを持って、スキルの高い方たちがいっぱい全国にいるわけだから。どうマッチングするかが受け皿の地方自治体の力ですよ、これは。いかに制度を有効活用するかです。

今、役場で仕事持っていったら1週間も2週間も答え返ってこない。忙しいからとか、人が足らんとかもうそればっかしじゃないですか、行政は。だったら人を補おうと募集しても集まらないわけでしょう島内では。こういうのを利用して、役場がきちっとスタンスをもって、どこにどういうスキルをもった方々が必要と。それを全国に発信すれば全国から集まってきますよ優秀な人たちが。制度をきちっと使ったほうがいいんじゃないですかということをお願いなんです。せつかく二人が実績を上げているわけだから。この二人がエラーしてたらまずいけど、今確実に実績を上げているわけですから前向きに村長、増員の方向で進めたほうがいいんじゃないかと僕は提案します。どうですか、村長。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

制度が活用できたら一番ベストだと思います。特に特別交付税480万円が財源となっております。全部入ってくるかはちょっと分からないということではございますが、その制度の活用は十分検討しております。しかしながら、渡嘉敷村においてはこういった方が必要とされているのか、これはきちんと情報交換、現在派遣しております観光協会との情報交換、あと水産、農業等関連している方々との情報交換をした上で募集してまいりたいと思います。

○ 4番 金城渉議員

村長、募集はしてまいりたいと思いますということは、この制度を進めて増員していくということでもいいんですか。

○ 新里武広村長

はい、増員するとははっきり申し上げません。きちんと評価した上で必要性に応じて対応してまいりたいというふうに思っております。

○ 4番 金城渉議員

村長とのやりとりはなかなか難しいものがありますね。メリットは先ほどおっしゃったようにメリットはあるわけですね、実際の業務を見て。デメリットはこれから精査すると、公表はしないと。村長の胸の中で納めて。要するに村長のさじ加減でこの公的な制度も来年使うか使わないかは決めるよということでもいいのかな。やっぱり公共事業だから皆さんで共有して、今の役場の人材不足を、役場だけじゃないですよ、外郭団体、漁協も

あるし、社協もあるし、商工会もあるし、そういうところにこの制度を行政が窓口となって運営して、適材適所に他所からの優秀な人材を入れていこうという考えはありますか。最後の質問です。

○ **新里武広村長**

渡嘉敷の現状からしますと人材不足というのは避けて通れない大きな課題がありますので、それについては検討していくと。今、福祉センターにおきましても水産の後継者、農業の後継者等の問題もありますので、それをバランスよく配置できればなというふうに私自身は構想はもっております。しかしながらこれは私だけで決定することではなくて、そういった団体等の意見を聞いた上で判断してまいりたいと思います。

○ **4番 金城渉議員**

前向きにやってほしいですね。要するに外からの力を借りないと、人材を借りないとやっていけないと思いますよ。シマンチュだけシマンチュだけしていたら、優秀な人材がいっぱいいるわけですから、それを受け皿としてのスキルを皆さんが上げれば相乗効果でうまいこといくと思います。以上です。私の質問を終わります。

○ **當山清彦議長**

これで4番金城渉議員の一般質問を終わります。

次に、5番新垣一史議員の発言を許します。

○ **5番 新垣一史議員**

おはようございます。それでは早速ですが通告書に基づいて一般質問を始めさせていただきます。まず質問事項、1つ目に、とかしきまつりについて伺いたいと思います。一番目に8月23日付で、村ホームページにて公募された2023とかしきまつり運営業務企画提案募集についての内容や結果について伺いたいと思います。

○ **新里武広村長**

議員の質問にお答えいたします。内容につきましては、会場設定音響等機材調達、進行運営会場整備等まつり開催に関するほぼ全ての業務を受注者で行っていく内容となっております。また今回は開催日時を指定、令和5年10月21日といたしました。結果につきましては、提案期限までに1社の提案があり令和5年9月4日に2023とかしきまつり運営業務審査会議を開催し、評価を行い提案者が基準を満たしていたことから、最優先事業者として決定し、現在契約事務を行っているところでございます。

○ **5番 新垣一史議員**

6月にもとかしきまつりの質問をした際に、私自身が今年度の開催はちょっと難しいのかな、次年度に向けた準備をという話をしたんですが、やはり村民の皆さんの要望や島を訪れる方々のまつりを再開してほしいという期待に答えるというかたちで、今年度行うということで、2回目のプロポーザルの方で1社申し出てくれて、今契約作業を進めているということで、村が指定した10月21日に開催できそうということで、担当職員はじめ皆さ

んの尽力に感謝するのですが、一つちょっと伺いたいのが企画提案案仕様書で10月21日開催日に開催をと開催日を指定した根拠と、あと提案募集の要項の中で見積限度額が3月の募集要項の600万から約900万で300万増額されている。6月の答弁で村長からも3年前のような予算ではちょっと今まつり開催事態が難しい、いろいろな価格高騰がありますので、難しいということだったんですが、単純に以前は2日間開催で600万というだいたい例年600万という数字で行っていたまつりが1日開催になって、予算規模は1.5倍に上がっている。その主な要因と伺いますか、それがわかれば伺いたい。

#### ○ 新里武広村長

予算が大幅にアップしたのは、3年前の状況と今とでは昨今の物価の上昇等もあって高騰していると、もうひとつ大きな要因としては、これまで舞台等については村のものを活用しておりました。ところがクリーンセンターストックヤードの破損に伴ってですね、舞台が使用できないということがわかりましたので、そのへんも調整したうえで約600万から900万に上がっているということでございます。舞台の設置だけでも150、160万かかるということでした。それが大きな要因です。

失礼しました。11月21日に開催日をもっていったのは、当初8月の後半にどうにか開催できないものかとずっと準備をしてまいりました。しかし関係団体、関係機関との調整のうえ8月の後半では厳しいですと。9月、今月の開催を検討したんですけど、今月は学校等の行事等が多々入っておりましたので、私、あるいは村民、あと渡嘉敷ファンの皆様のかたからも、ぜひとかしまつりの開催をとという強い希望がありましたので、10月でずっと日程調整をしておりましたら、唯一10月21日でしたら何とか開催できないものか、ということがありましたので、そこをひとつまつりの開催案として、候補として設定したうえで、この話を進めてまいりました。

幸いプロポーによって業者が決まったということでちょっと安心して事業まつり行事を開催することは地域の住民、そして一人一人が元気になるという私のコンセプトがありますので、それに向けて進めてまいりたいと思っております。

#### ○ 5番 新垣一史議員

開催日についてと予算について伺って理解したんですけども、まず開催日ですね。今年度開催するにあたって、この日しかなかったというか、もうほかの行事等でちょっと開催が難しいということで10月21日ということなんですが、今回どうしても年度内にやりたいということと、やってほしいという声が多かったので、この日になったんですが、次年度以降は、例えば、今回、仕様書のほうで10月21日と指定して募集をかけていますが、3月ではしていませんよね。次年度まつりを行うときには、日程を指定して行うのか、それともまたフリーで受けてくれる業者さんのほうに新しいプランだとか、新しい開催時期とかもゆだねるのかというのをちょっと伺いたいです。

#### ○ 新里武広村長

まつりの開催については、年間を通して前回まつり実行委員会、前回ありましたけど、そのときの定款だったかと思うんですが、そのときにはもう7月の第何週というのが決まっております、年間行事におきまして、そこはまつりというのがありました。しかしながらまつり実行委員会が解散したうえ、現在プロポーザルで、この業者も選定するというかたちをとったものですから、今回は10月21日になっていきますけど、今後この10月21日ということではなくて、いろいろ反省点が出てくるかと思しますので、日の設定は予めもう決めておくことが大事なのかなと、そういうことで業者と渡嘉敷を訪れる観光客の皆さんも日程のスケジュール等は組みやすいのかなというふうに考えておりますので、それについては一史議員がおっしゃっているとおり、日の設定をできればなというふうに考えております。意見といたしましては、商工会等の皆さんのお話を聞くと、どうしても7月、8月はお客さんがいっぱいだから、秋頃にやってくれると助かるという意見もありましたので、そのへんもいろいろ相談しながら、開催日を年間とおして確定していければなというふうに思っております。

#### ○ 5番 新垣一史議員

開催日ぜひいろいろ聞き取り等、各種団体またはお客さんの声とかが聞ければ一番いいんですが、それで指定して開催日を決めた方が島外から来られる方とかは特に、しかも県外等になりますと航空券だったりとか、予約でできるだけ早くわかったほうが来やすいと思いますので、ぜひ期日指定できるのであれば指定した募集をかけて行っていただきたいと思っております。

もう1件、予算についてなんですが、結局、600万では開催できないということで900万に上がって、補正の方で上がっていないので予算流用だと思うんですけども、ただ流用事業というのが多くなると、今回に限っては急ぎよということだったのでどうしても年度内にとということで流用したかもしれないんですが、ほかの事業でそういった流用が増えてくるのもちょっと良くないことなので、今後、予算の設定、情勢的にこれまでの予算よりは全て上がってきているという見込みのうえできちんとした予算組をしていただいて、もしそれでも工事等で、例えば入札がないとか、予算が足りないということであれば補正をきちんとあげていただいて、我々議員の方も審査ができないので、ぜひ予算に関してはそういった手順をきちんと今後はふんでいただきたいと思っております。

まつりについての2つ目の質問ですが、今の1番目の質問の採用可否決定通知が9月6日までと記載されていましたが、提案募集要項に9月6日までにとありましたが、それ以前に、まつり、どうやらまつり10月21日にまつりやるそうですよという話をいろんな方から耳にしたんですね。一番目に言いましたけれども8月23日付けで募集かけているんですが、それ以前にこの話を聞いているんですよ、綱引きぐらいの頃に。なのでそれはどういった経緯で、そういう話が広まったのかというのをわかるところでいいので回答お願いいたします。

## ○ 新里武広村長

10月21日のまつりの予定日ということで、実は船舶等におきましては事前に船舶の段取りといたしますか、積み荷等もありましたので10月21日あたりを開催予定案としてやりますと、私たちの月間予定表の中にも10月21日はとかしまつりの開催する案としてというふうに載ってありました。あと関係者まつりはいつ頃やるのという話は関係者の方からもありましたので、10月21日予定というふうに伝えてありましたので、それが一部、それがどんどん広がっていったのかなというふうに感じております。

## ○ 5番 新垣一史議員

経緯はわかりましたけれども、やはり人の噂というか、話なので僕の耳に入ってきたときにはもう決定というかたちで聞こえてきていたんですね。ただそれはもうどういった伝わり方をするのかわかりませんので、その案ですというのがそういう決定という話に繋がったのかと思いますけど、案だとしてもですよ、今、村長、船舶の話だったり、関係者からの問い合わせで10月21日が案ですというふうにいると、僕はたまたま人づてに耳にしましたけれども、それを聞いていない方もいらっしゃいますよね。例えば可能性は低いかもしれないけれども10月21日にまつりがあるので、島に来たいですということで船舶の予約で、例えばフェリーライナーが満席になったとします。そうすると泊まれる知ってる例えば民宿泊業者さんは予約を取ってお客さんの船舶の予約を取ってこれる。せっかくまつりで来たいといっているのに船がいっぱいで宿も空いているのに、泊まれない来られないという宿泊業者さんも発生するかもしれないという可能性はありますよね。そういったこともあるので予定だったり案だったりというのはわかるんですが、提案募集時期を逆に早めてからそういう話をするべきだったのかなと思うんですよ。そのへんについて村長に見解を伺います。

## ○ 新里武広村長

実は提案時期につきましては、予定していたよりだいぶ遅れてしまいました。7月の後半から8月の前半には提案してある程度決定したうえで公表したいということがありましたけど、冒頭でも申し上げました台風6号によってかなり時間をロスしてしまったということもありましたので、皆さんには大変ご迷惑をおかけしたなというふうに思っております。

## ○ 5番 新垣一史議員

今回は台風、先ほども村長の冒頭のあいさつでありました。けっこう被害が大きかったですし、船も10日ですかね、止まっているいろいろ業務に支障があったと思います。要するに職員の皆さんの復旧作業、掃除とかいろいろご尽力していただいたので、そういった件もあって遅くなったのかなとは思いますが、今後そういった噂先行だったりとか、そういうふうにならないように、余裕をもった事業の進行をお願いしたいのと、あとぜひ皆さんが開催までこぎつけていただいたので、まつりの成功を我々も協力できることは何でも

協力しますので、ぜひ良いまつりになるようにということで1つ目の質問は終わります。

2つ目ですね、質問事項2の村内交通についてというふうに書いてるんですが、まず1つ目、村道阿波連線、渡嘉敷集落入り口付近でスピードを出し過ぎている車が多いのでちょっと怖いと、その付近に住んでいる住民から声がありました。確かに阿波連、渡嘉志久から渡嘉敷向け2車線道路が続いてきて、集落入り口付近まではまだ道路が広いんですね。集落に入って少し行ってウールタンの所、14番地12番地の間が狭くなっている。そこからは集落向けにスピードを落とす車が多いんですが、入り口の方でまだスピードを落としていないのが車が多い。それに対しての何らかの対応が必要だと思うんですが、伺いたいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

議員のご質問にお答えします。渡嘉敷集落入り口付近の車輛のスピードの出し過ぎにつきましては、これまでもハンプ凸型舗装等の検討を行ってきましたが、スピードを落とさせるためのハンプというのを設置するとかなり乗り心地に影響がでるということになってまして、まだ実施に至っていないというかたちになります。あと表示とかも考えてはいるんですが、ほかの件でもそうなんですけど、表示をしていてもそれを見ていないというケースとかもでてくるので、有効的な対策が今見出せていない状況にはあります。ただこの件につきましては、今後も対応策について研究検討を行ってまいりたいとは考えております。

○ 5番 新垣一史議員

次の質問に一方通行をあげているんですが、以前からしている一方通行の質問の中にも表示しても、やっぱり見落としがあったりで効果的でないということはあるんですが、やっぱりしないよりはしてたほうがいいのかなどというのと、僕がちょっと知らないのがハンプというのが何かというのと、渡嘉志久と阿波連の入り口には減速帯というんですか、あれをハンプというんですか、あれとは別ですかね。減速帯を敷くというのは一応の効果が望めるのかなと思うんですが、それについてちょっと伺いたいです。

○ 小嶺国土観光産業課長

ハンプと申しますのは、例えば青少年交流の家の敷地内にあるみたいな感じの突部分になっているので、そこに車輛が30キロぐらいで進入するとショックがあってスピードを落とすということを狙っていることになると思います。渡嘉志久、阿波連、今おっしゃっていた減速帯に関しては、減速帯ではなくて滑り止め舗装ということで設置しているということで、現在スピードの出し過ぎという話になっている場合は、村としてはハンプのほうを検討していたというかたちになります。もしそれも今後それが有効というのであれば、それも検討の中には入れたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

渡嘉志久入り口、阿波連入り口も直線の所にあつたので全面に敷かれているわけじゃな

くて、自分は減速帯だと思っていたんですが、であれば渡嘉志久、阿波連も含めて、先ほどおっしゃっていたハンプ、確かに交流の家にあるような、大きなぼこっとした飛び出しを設置すると乗り心地どころか、それが事故に繋がる可能性もあるので、あまり向いていないのかなと思います。なので減速帯とあと表示ですね、取り敢えずは、そういった対応をまず検討していただいて、できるだけ早めにそういうのを設置していただければと、実際もう既に住民からは、やはり門から出て直ぐ道路というかたちなので、また車の出し入れの際とかも、やはり急につっこんで来る車がいたりして怖いという声がありますので、その声を、できるだけ不安の声を解消できるような対応策を実行していただきたいと思います。

2つ目の質問ですね、以前から質問していますが一方通行逆走の対策ですね、その後、新たな取り組みがあったか伺いたいんですが、これまで2度ほど質問はしているんですが、その都度、回答があるのは村内レンタル事業所さんへの注意喚起周知の協力要請、先ほど小嶺国土観光産業課長のおっしゃっていた表示してもやはり見ない人もいるということで見ないこともあるのでということで、効果的な対策が得られないということで同じような答弁が続いたんですが、その後、去年9月に質問したあと、何か新しい動きがあるのか伺いたいと思います。

#### ○ 小嶺国土観光産業課長

はい、ご質問にお答えします。一方通行逆走につきましては、入り口に表示を行ったり対応を行ってまいりましたが、新たな取り組みについてはできていないのが現状です。

また令和4年9月議会で新垣議員より提案がありました件につきましても現時点においては実施できておりませんので、こちらの方は早急に実施できるように努力したいと思います。

#### ○ 5番 新垣一史議員

コロナが第5類になって今年の夏休みも高速船1便目、渡嘉敷からの最終便はほぼ満席が続いて、フェリーも多くの車輛が来ていました。実際、道路を走っていても逆走する車というのを目にするのが、やはりコロナ禍よりは多くなっています。特に渡嘉志久から阿波連向け戦跡碑に抜ける一方通行、あそこは表示が見にくいということで多くいて自分もその都度注意するんですが、結局Uターンできる道でもないので行った所そこから引き返すとまた危険があるというかたちなんです。だから入って来ないような注意喚起で、先ほど答弁で9月の新しい対策は取れていないということで、自分が提案した那覇事務所での積み込み車輛への説明のチラシを配ったりという、それが今、小嶺課長の答弁で早急ということだったので、考え得る対策を早急に取り上げて、事故が起きる前に対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは質問3つ目、水道広域化について伺いたいと思います。こちらも何度か質問して、令和3年12月定例で質問した際に令和5年3月には工事完了、4月から供用

開始という答弁があったのですが、現状可能なのか、進捗状況を伺いたと思います。

○ 新里武広村長

議員の質問にお答えいたします。現在、建設中の施設については進捗状況を沖縄県の企業局へ確認いたしました。確認したところ令和6年3月の供用開始の予定との回答を得ております。

○ 5番 新垣一史議員

すみません、僕の先ほどの標記が間違っておりました。令和5年度末というのを令和6年3月に完成して4月から供用開始というのが令和3年の答弁だったんですが、予定どおり今いけるということで4月からは県の広域化での運用になるという解釈でよろしいですか。

○ 新里武広村長

順調にいけば4月からは供用開始ができるものだと思っております。

○ 5番 新垣一史議員

ポンプ場の取り付け工事や新設浄水場の工事の進捗状況がちょっとわからなかったのが心配だったのですが、村長から予定通りいけば来年4月からは広域化で運用できるということなので、広域化になれば水道料金も少し安くなったりとか、そういうメリットもありますし、何より老朽化している島の水道施設の改善があるので、ぜひ予定どおり進めていただきたいのと。

あとこれは質問のほうになるので回答ができたらいいいんですが、先ほどから出ている台風6号の際に停電が長く続いて一時断水がありました。断水の原因を聞いたときに断水して水が止まったとかではなく、施設が止まった時に配水管にエアが空気をかんでしまって、それを解消するために断水、原因を探るための断水というふうなのを伺ったんですが、その断水の原因それが広域化、新しい施設になればそういった問題は解消するのか答えられるのであれば伺いたいです。

(「休憩」の声あり)

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

台風期間中、断水をしたのは実際阿波連地区、渡嘉志久地区には配水池がありまして、そこがあったので渡嘉志久地区、阿波連地区については断水させておりません。ところが渡嘉敷の場合は源水、そこからの配水となっておりますので、そこが通信エラー等で情報がこっちにこなかったものですから、実際現場を見に行ったら水がないということがありまして、台風近くだったということもあって、まず水を作らないと大変なことになるということがあって、担当者には相当頑張ってもらって、一旦渡嘉敷側については断水

をさせております。そのおかげでちょっと時間はかかったんですけど、台風期間中は断水もせずに乗切ったのかなというふうに思っております。

あと広域化したらそういったことがないかということにつきましては、ちょっと今まだわからない状況ではございます。ないことをお祈りしたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

今そういう不具合がどうなるかというのは確認しないとということで、施設が新しくなるとやはりそういうトラブルは減ると思いますので、村が進めている事業というわけではないので広域化事業というのは協力して行っていると思いますので、ぜひ先ほども言いましたけれども、予定どおり既にちょっと遅れているので以前の予定よりは、来年4月からの供用開始きちんとできるように企業局の方と協力して進めていただきたいと思います。

最後4番目の質問です。中央公民館の建て替えについて伺いたいと思います。第5次総合計画にもあがっています中央公民館の建て替えについて進捗状況を伺いたいんですが、この質問も令和元年の12月、令和3年9月に質問を行っているんですが、やはり老朽化が進んで危険なので建て替えなければいけないというのを把握している。勿論建て替えますということで総合計画にも入っているんですが、その以前の答弁の際は庁内検討委員会を立ち上げてということと、現状コロナによりということで話がなかなか進まないという回答だったんですが、現在どれぐらい話が進んでいるのか、進捗状況を伺います。

○ 新里武広村長

新垣議員の質問にお答えいたします。現在使っている公民館は昭和52年の完成から現在47年目を迎えて老朽化がかなり進んでいる中央公民館となっております。令和4年度に各課とのヒアリングや住民アンケートを含めた基礎調査業務を実施しております。当初の構想では第5次総合計画で示しているとおり、周辺施設を含めた複合施設を沖縄離島活性化事業推進補助金を活用する予定で内閣府のほうと協議しておりましたが、現在、難色を示されております。ですので再度構想の練り直しや、その他の国や県の補助メニューを模索し、実現に向けて、また新たに研究してまいりたいというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

内閣府の方から難色というのは、どういった理由で、そうなったのか伺います。

○ 新里武広村長

当初の計画におきましては、今の公民館の敷地内にある郵便局、保健指導所あと歯科診療所あと消防車庫等を含めた複合施設総合的な複合施設という構想をもっておりました。しかしながら内閣府担当者といろいろ協議をしましたら、それはちょっと、この離島活性化事業費補助金には不向きですと。というのは各施設が散らばっているようであればそれは可能ではあると、しかしながら一角にそういったのがあるということにつきましては、ちょっと補助メニューとしてはできませんという難色を示されております。その中でも可能性としては、その中から公民館と保健指導所等の組み合わせだったら何とかクリアでき

そうというアドバイスもいただいておりますので、それを再度、模索研究してですね、進めていければというふうに思っております。

○ 5番 新垣一史議員

近くにある施設なので難色ということなんですが、それぞれの建物も老朽化が進んでいますよね、そのへんも含めたうえでの難色だったのか、結局ひとつ建て替えるときについてにほかも建て替えができれば、それだけ経費も安く、浮くと思うんですよ。例えば保健指導所と村が管理しているところであれば、可能なのかなというふうに、だから郵便局は難しい。であれば村のテナントようなかたちで建物を造って貸し出しするというのも見据えて計画というのが立てられるのか、ちょっと伺いたいです。

○ 新里武広村長

それについては、これからまた内閣府の方と調整してまいりたいと思います。できるだけ村民、調査したのが無駄にならないように建て替えができればなというふうに、今、思っているところでございます。

○ 5番 新垣一史議員

今調査したアンケート取った結果が無駄にならないようにということなんですが、このアンケート結果、おそらく複合施設ということで、例えば図書館を入れてほしいとか、そういうのが多かったと思うんですが、アンケート結果については、公表等はされる予定ありますか、公表すでにされているんですか。

(「休憩」の声あり)

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡総務課長

ただいまのご質問ですが、令和4年度の年度末に実施をしており、成果品もあがってきております。ただまだホームページ等で公表していませんので、これから作業をしてホームページで公表していくように、また要望があれば村の広報でもだしていければなというふうに考えております。

○ 5番 新垣一史議員

ぜひですね、皆さんがどういった施設を望んでいるのか、例えば声が多かったものをそのおり造りますということじゃなくていいので、こういった声が多かったです。こういった公民館良くないですか、みたいなかたちで、村民が周知して、そういった公民館を造ってほしいという声上がる住民の声が上がると、予算だったり補助金の申請等もそういう声がありますというそういった申請がしやすいと思います。なのでぜひ広報だったりホームページだったり公表していただいて、内閣府のほうの離島活性化の予算のほうは今難しいということでほかを探すということであれば、ほかを探すために、またちょっと練

り直さないといけないというのであれば、またそういう声もいろんな人の意見必要になると思いますので、参考になるように、ぜひアンケートの公表のほうをお願いしたのと、あともう一つ聞きたいのが、これちょっと質問、若干のずれはあるかもしれませんが、令和元年12月に質問した際に、公民館運営審議委員会についてちょっと自分ちょっとふれたんですが、当時、知念教育長のとき村条例に設置しなければならないというふうにあったんですが、当時、審議会設置していなくて、法律の方が変わって設置しなければならないから設置できるというふうになったので、もし設置するのであれば設置して、設置しないのであれば条例のほうを変更しないといけないのではないですかという質問をしたんですが、その後それについてどうなったか、今、回答できるのであれば答弁をお願いしたいです。

○ 金城満教育長

議員がおっしゃった公民館運営設置条例につきましては、令和元年度の質疑のほうでというお話でしたけれども、ちょっと私の方で把握していないんですけれども、ただこれが法令に基づいて設置すべきだということであれば、これは早急に対応すべきだと思っておりますので、ちょっとこれ調べさせていただきたいと思います。

○ 5番 新垣一史議員

以前の村条例ができたときには、法的に設置すべきとあったものが改正されて設置できるようになっていたんですね。その話をして必要ならば設置するし、必要なれば条例のほうを改訂するという答弁だったので確認していただいて、そのへんも修正するなり設置するなりして、公民館建て替え推進委員会等も、あれば必要になってくるのかなと思うのでそのへんの整備のほうも、ぜひ教育長よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○ 當山清彦議長

これで5番新垣一史議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて2点ほど一般質問させていただきます。まず1番目の台風6号に対する被害についてですけど、これは冒頭の挨拶で村長がもう答弁したのかなという感覚でありますけれども、一応書いてますので質問させていただきます。その中でも②と④は内容が似てますので同時に質問していきます。まず被害調査をされたかということですけど、漠然とした質問していますけど、これは全てにおいてですね、あるいは農業の分野においてもそうですし、そういったものを調査されたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○ 新垣聡総務課長

與那嶺議員の質問にお答えします。被害調査につきましては台風6号の暴風警報が解除された後に、各担当課においてそれぞれの被害状況を実施しております。また被害の相談窓口を総務課で設けて、消防防災無線で呼びかけをして周知をしたところ3件ほどの相談がございました。そのうち1件は罹災証明書を県のほうに申請中でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今課長のおっしゃったように各課でもって調査したということですが、私事でなんですけど、農業に携わっていますけど、直接そういった被害があったかという調査もなく、夏場というのはほとんどの方が農業は台風が来るからということで避けていますけど、先ほどの村長の冒頭の挨拶では、何の被害もなかったというふうな報告でしたけど、それは私に言わせると車でぱっとパトロールして、ああ被害ないなというふうな、大まかな判断のもとでの調査じゃなかったかなと思いますけど、具体的に例えば農業従事者等に対面しての調査されたのかどうか、そこらへんもお聞きしたいと思います。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、お答えいたします。県等に報告するための調査については、実施しているという認識なんですけど、1件、1件農業従事者のほうに対面で被害報告を調査しているかと言われると実施していないという回答になると思います。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

そういう調査も調査の内に入るかなと思いますけど、皆さんの調査は自分たちで見て何もない、異常なしというふうな簡単な調査に値するんじゃないかなと思います。今度の台風6号はわりと今までに例がない船舶も1週間ほど泊まって、まるで忘れ物を取りに来たような感じで、またUターンしてきたというような、とても今までに例のない台風で、いろんな弊害が発生したと思っております。

2番、4番をお聞きしたいと思いますが、この停電で相当な経済的被害が発生したもんだと私は認識しております。中でも古い屋根のトタンが飛んできて高圧線に触れたと、実際、私、工事関係者に聞いたら、たぶんトタンが飛んできたんじゃないかというふうな答えで、修繕していました。業者も確かに何名か台風前から待機しているんですけど、対応できないほどの被害が発生してですね、大変な経済的に不利益を与えたというふうに認識をしております。そういった停電での調査もされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○ 新里武広村長

停電を起因とした損害については一部事業者への聞き取りは実施しておりますが、村全体としての損害については、現在、把握できておりません。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これは調査する必要があると思って把握していないのかどうか伺いたいんですけどね。これだけの大きな台風が来てですね、皆さんたいがい台風が来るとなったらある程度冷

凍食品などをストックしておきます。船が何日かはたぶん出ないだろうという、しかしそういう冷凍食品等も停電になると何の意味もないんですよね。こういった問題が発生することがないように皆さんのほうでもいろいろ日頃からのきめ細やかな配慮が必要じゃないかなと思っています。

2番、4番にいきますけど、そういった停電の原因は、まずこの古い家のトタンが飛んできて、それで高圧線が破壊されて停電に至ったという例もあります。そういった古い建物に対して、確かに条例化されていると思いますけどどういう告知をされているのか、ほとんどの古い家というのは、ほとんど島に家主がいないという状態で放置されていますけど、ただ条例化しているから、これはその義務があるんだというふうに、ただ認識しているのか、告知をしているのかどうかをお聞きしたいと思います。

#### ○ 新垣聡総務課長

それではお答えします。2番、4番ということで2番の方からですね、ご質問の場所は字渡嘉敷312番地の件とお伺いしております。確かに腐食が激しくトタンの大部分も破損した状況でした。管理者を特定しております。当該物件の維持管理を徹底するよう文書なり電話なりで指導を徹底していく予定でございます。

続きまして、4番合わせてということなので4番ですね、今回の台風6号では村内のいたる所でトタン等の散乱が見受けられました。ご指摘の元水族館の老朽化は以前から抱えている問題で協議が進まないまま現在に至っている状況です。当局としても二次災害を防ぐ観点から早急な取り壊しが必要と考えておりますので賃貸借契約の相手方や庁議等で協議研究し、最善策を見つけていきたいというふうに考えております。

#### ○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、課長ね、水族館の話しましたけどね、その問題でね、始めて上がるんじゃないですよ。前議員の宮平議員からも環境的にも問題があるということで何度もその質問されていますよね。私は今回環境じゃなくて安全対策の面では、あそこ村有地でもあるし、確かに家賃滞納していないと聞いていますけどね、これ1日も早く協議してせめてトタンだけでも撤去しないと、また今後、停電という問題が発生すると。これ明日、明後日、台風きてもおかしくない時期ですよ、今の時期というのは、だからよくいうように泥棒が来たら縄を縛うという言葉もありますけどね、これ事前にやるべきことだったんじゃないかと、これ自然災害じゃないですよ、ある意味では、皆さんの対応の仕方は。はい10分の約束ですのでこらへんで、この問題に関しては皆さんの今後の問題に検討じゃなくしてですね、実施していただけるものとして、次にいきます。

次、学校給食の問題であります。現在、学校給食費においては第3子からの全額補助に至っております。沖縄県では2025年から第3子の無償化が実施されるというふうになっております。現在、14市町村が無償化にあたっています。その中でも同じ離島である渡名喜村、粟国村がその対象になっています。第3子の無償化は渡嘉敷村を含めて55市町村が第

3子となっております。そしてその他の助成というのは、例えば牛乳が無料とか、そういったのが10市町村あります。この2025年から全県第3子が実施されることに対しては現在、島と同じ状態になるわけですから、島においては現状維持なのか、それとも全額無償化に何とか踏み込めないのかというのを質問します。ひとつ頑張ってですね、そんなに子どもの人数も多いわけじゃなくて、たいがい給食費というのは年間5万円程度だと思いますので、ひとつそこらへんは何とか頑張っていただけないかという質問です。

#### ○ 金城満教育長

議員がおっしゃるとおり給食費の完全無償化についてはですね、今、沖縄県がこれから進めるということで既にマスコミ等で報道されておりまして、この件につきましては、今私たちの幼稚園、それから小中学校の保護者の皆さんですね、大変関心を寄せていただいているところでございます。ご質問の完全無償化を何とかしてくれませんかということについては今現在、議員、今おっしゃってございましたけれども、学校給食費の第3子以上の全額助成を実施しております。令和4年度は31万6千円を助成し、保護者の負担を軽減しております。これは子育て、村長の政策にもありますけれども、子育て支援施策の観点からずっと以前の村行政としてしっかりとやっていきたいと思いますというふうな中で実施しているところではございます。その中で、今完全無償化については、今現在、原価の食料品等これの高騰、それから電気料金や燃料費価格も上がっております。そういう諸々のいろいろな要因が上がって家計の負担が増加しております。その中でさらなる保護者の負担軽減を図るために学校給食の完全無償化についてはですね、令和6年度から実施できるように検討してまいりますけれども、但し当然その分財源が必要になりますので、そこも含めて財政当局と、しっかりと協議をしながら令和6年度から完全無償化ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、教育長がおっしゃったように村長の政策にも入っているんですしたら、他の市町村も頑張っているわけですから島もできるように、また父母の方々もそれを望んでいると思いますので、それに答えられるように、一層努力していただくようお願いして、私の一般質問を終わります。

#### ○ 當山清彦議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、2番座間味満議員の発言を許します。

#### ○ 2番 座間味満議員

それでは通告書のとおり3点ほど一般質問をさせていただきます。これは3つとも継続質問でありますので、全体的にどのように動いているのか、その後の確認のためにあげて

おります。まず最初に県道についてなんですが、学校前から役場前、その後の進捗状況についてお伺いします。

○ 新里武広村長

座間味議員の質問にお答えいたします。進捗状況につきましては現時点で報告できる進捗状況はございません。6月の定例会におきまして沖縄県の土木建築部と南部土木事務所の所長等々と直接要望をしておりましたけれども、そのときでも簡易アスファルトでの対応をお願いしたいということでした。その後は特に県南部土木事務所の方からは特にお話はありません。しかし11月に今度、県知事がこちらに行政視察に参りますので、そのときにも現状を見ていただいて、この舗装については進めていけないかと、協議していきたいと思っております。

○ 2番 座間味満議員

これですね、村長。ただいまの答弁によりますと、要するに県知事、県知事するけど11月に県知事来なかったら、またそのままなってしまうんじゃないですか。これ行ってこちらから行ってお願いするのが、僕は筋だと思いますけど村長はそのようなこといっさい考えていませんか。

○ 新里武広村長

実際に南部のほうには出向きまして、アスファルトこちらの舗装をお願いしているところではありますが、直ぐに予算がつけられるものではないと、あと今の県道におきましては、応急的な簡易アスファルトでの補修のほうをお願いしたいということでございましたので、それに対応してまいりたいと思います。しかしながら県道につきましては、状態があまり良くないものですから、議員のおっしゃるとおりアスファルト舗装が、また補修できるように要望はしてまいりたいとは思いますが、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

これ一部分的な補修をやっても、また結局、同じことになるんじゃないですか。そこらへん頑張ってもらって、県を説得するような手段が必要だと思いますけど、そのへんについてきめ細かく県と調整する必要があると思いますが、そのへんについて。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃるとおり、県のほうに何とか出向いてですね、ぜひ実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いたします。

○ 2番 座間味満議員

村長、答弁で県に出向いて行っていくというふうな答弁いただきましたので、ぜひこれですね、実行するように、今所々で穴が空いて、例えばここでオートバイ、観光客が多いですね、この穴に落ちて怪我でもしたらどこが責任取ります。

○ 新里武広村長

責任の所在は確認しておりませんが、今議員がおっしゃったとおり穴が空いて自転車あるいはバイクが転倒等した場合は、状況はお話はしてありますので、今現在は村のほうで穴が空いた場合には簡易アスファルトの方で対応していただくようお願いいたしますということで、県の南部土木管理の方からはお願いされているところがございますので、その都度、穴が空いていたりした場合には簡易アスファルトで対応している状況でございます。

○ 2番 座間味満議員

これは要するに言えば、補修を行っている所を私も確認したんですが、これは村がやるんですか、県がやるんですか。

○ 新里武広村長

現在は、村の方で対応しております。

○ 2番 座間味満議員

早めに解決できるように村長、ちゃんと県を説得できるように10月、11月にこだわらないで早めに行って調整してもらいたいのので、そのへんよろしくをお願いします。

続きまして2番なんですが、前回も一般質問に出したんですけど、嘉手苅の公園についてなんですが、村民からも遊具をおいたらどうか1番、2番付随しますので一緒に質問しますけど、まず最初に村長は前回の議会で、あそこに花を植えて定期的に草を刈るというふうな答弁をいただいたんですけど、これ前見に行ったらもう相当草が伸びているんですよ。本当にできるのか、ただ口だけの約束なのか、そのへん本音聞かせてください。

○ 新里武広村長

これ整備しようとする計画でよろしいんでしょうか、1番の。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新里武広村長

草刈り後の管理については、常時計画性をもって担当課のほうには草刈り等を継続してやるようにということでお話はしておりましたが、実際、座間味議員がおっしゃったとおり草刈りは、その後は刈られていない管理ができていない状況ですので、これについて担当課とよく話し合いをして計画的に草刈り等、整備等をしていくようにこれからやってまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

じゃあ、これから定期的に草刈りはちゃんとやっていって、公園らしく復活させるというふうな理解してよろしいでしょうか。

○ 新里武広村長

議員のおっしゃっているとおり、計画的に草刈り等をやってまいります。今年度はもう

一回草刈りを予定しておりますので、早めに草があまり伸びきらないうちに公園らしいように整備してまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

ただいまの答弁、私は信じておりますので、ぜひ言ったとおりにやってくださいますようお願いしたいと思います。それに対して整備したときに村民からは子どもたちが遊ぶ所がないということで遊具も置くことできないかという話もあるわけですよ。これは確かに高いのは高いんですよ。だからこのへんの計画について長い目で見て、どのようにお考えなのか。

○ 新里武広村長

遊具はぜひ設置したいという思いはありますけど、現時点においては遊具の設置は今のところ計画はしておりません。今後、皆様のご意見等を聞いた上でどういった遊具がまた置けるのか、あとは安心安全が得られるような遊具があるのか、それも踏まえた上で計画を立ててまいりたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

計画的に立てですね、ちゃんと遊具を置いてちゃんと子どもたちが遊べるような公園にやっていただきたいと思いますので、そのへん村長ひとつ頑張ってもらいたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは3番なんですが、村長の施政方針について、村長も当選されて約1か年ぐらいなるんですが、前も一般質問させてもらったんですけど、施政方針10の中で、まず最初に内部改革からやっていくというふうな答弁だったんですけど、現状として村長は現在、内部改革どれだけできているのか、職員をいいところに配置できているのか、そのへんの考えをお聞きかせください。

○ 新里武広村長

村長に就任して確か12月の定例会において、まずやるべきなことはどういうことかということで座間味議員から質問がありました。その中で組織を固めるという内容のお話をしました。その中で、実際、新年度を迎えてどんなことが起きたかといいますと、職員の急な退職等が重なり職員の確保に現在苦慮している状況です。幼稚園、保育所等についてはほぼ確保はできていますが、民生課においては現時点では民生課長不在、観光産業課船舶においては補佐の配置ができておりませんので、継続して職員の配置について努力します。なお来月1日付けで職員の採用が2名決定しております。それに伴って10月1日での職員の異動、昇格等を先週、内示を発令しております。座間味議員にご心配をおかけしておりますが、その体制づくりについて現在いろいろと頑張っているところではございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○ 2番 座間味満議員

えーとですね、今出ましたのでちょっとこれに付け加えて質問したいと思うんですが、

確かに民生課、今、課長がいないですよ。そのへん何月を目処に課長を置く予定ですか。

○ **新里武広村長**

民生課長におきましては、来月10月1日付けで配置します。

○ **當山清彦議長**

休憩します。

再開します。

○ **2番 座間味満議員**

確かに適材適所、非常に難しい問題だと思うんですよ。だけど適材適所で職員が当てはまった場合には非常にスムーズにいくと、今の場合、村長がおっしゃったとおり辞める職員も何名かあったと、これについてもちょっと付随ところがあるかと思うんですが、今現在、村内で職員採用しようとしてもなかなか来ないと、村外から呼ばないといけないというふうな現状であります。そうした場合、穴が空いたときに一人で二人分の仕事をしないといけなくなりますよね。このへんよく教育長も副村長も含めて協議して円滑に仕事ができるように努めていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ **當山清彦議長**

これで2番座間味満議員の一般質問を終わります。

次に、3番玉城保弘議員の発言を許します。

○ **3番 玉城保弘議員**

それでは一般質問を行います。村道清掃作業等委託業務についてと、清掃作業の全体的なことで質問いたします。これ実は12月にも質問をしております。その際は、環境協力税についての中の清掃作業でしたので、あまり深くは質問しておりません。しかしながら私は清掃作業ができていないんじゃないかという質問に対してできていると、やられていると確かにやられてはいた。しかしできていなかったということで、12月からですから8か月、9か月確認もしながら見ていました。その中でやはり村民から、あるいは事業所等からこういったクレームがでまして、ぜひこの件を確認させてくれということで、今日一般質問をしております。

まずこの1番、林道のほうで清掃作業が3年間行われていない理由と、今後の予定を伺うということですがけれども、これ議会前に小嶺課長とも少しお話をしておりますので、やられているということですがけれども、あまりにも酷い状況なので、それも含めて、今の現状を把握しているのか、今後の予定まずお伺いします。

○ **小嶺国土観光産業課長**

ご質問にお答えいたします。林道の清掃作業につきましてはご説明したとおり年に1回は実施しておるんですが、今回の台風6号の被災によりかなり落ち葉が落ちていて路上にかなり落ち葉が溜まっている状況であることは、今現在認識しております。ただ現在組ま

れている予算事態がマラソンの実施に合わせての清掃作業というスケジュールになっておりますので、今、清掃作業を入れてしまうとマラソンの時期にまた草が伸びているということが懸念されますので、こちらについては別に清掃作業の見積を徴して実施していくことを検討したいと考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

村民、事業所からクレームがあったということですがけれども、マラソンのためだけに使っている道路ではないですね。ましてや国立公園、観光立村という観点からもやはりあの場所はけっこう観光道路として使われているところなので、やっぱり年に1回ではおかしいんじゃないかと思えます。因みにちょっと、質問書には載せていませんけれども関連しますんで、令和5年度900万余りの予算で、例年ですと700万前後を予算組んでいたと900万というのを林道をやるための900万というのは、私は解釈だったんですけども、この200万上がったというのは追加を考えたらということなんですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

林道の清掃の委託業務については、別項目で予算を計上されていますので、林道の清掃については予算が別になるんですよ。今議員からのご質問のあった去年までは700万円程度だった予算が、今年度900万円になっている理由といたしましては、前年度までの箇所は一緒なんですけど、一部村道大谷線こちらのほうが年1回の清掃という条件でやってたのをもう1回分増やしたことによる増額プラス路上で片側は草が生えているんですけど、片側が構造物がある場合、構造物の部分を除いて計上していましたが、実際には作業をされる構造物の上の部分の草を刈るということになるので、その部分も作業をされているという認識で積算を見直して増額していることによる増額というかたちになります。箇所が増えているというよりは、回数が増えたという認識になります。

○ 3番 玉城保弘議員

今ちょうど林道のほうを中心に質問しているわけですがけれども、例えば年1回ということで、実際に作業等大丈夫ですか。例えば私が申し上げた年間をとおして使うわけですから、一周マラソンのためだけではなく年間をとおして使えるような維持管理するためには年1回、年2回というお考えはお持ちですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

議員ご質問のとおり、年に1回ということになりますと、今回のような事例が発生することが考えられますので、これは今後、回数を増やすかどうかは検討したいと考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

はい、わかりました。最後の質問で全てまとめますんで2番にいきます。阿波連漁港前これイビガナシーの前ということですね、清掃作業がこれこそ本当に2年、3年行われていないわけですね。管理委託を予算でお願いをしているということですがけれども、この管

理委託者もその道は入っていないんだということで、長いこと決着がついていないようですけれども、今現状どうなっているのか、まずお聞きいたします。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。ご指摘の道路は阿波連漁港臨港道路となっており漁港施設になりますが、渡嘉敷漁業協同組合と締結している阿波連漁港施設管理委託業務の業務範囲外となっております。渡嘉敷漁業協同組合との協議において、当該部分を委託範囲に含める場合委託料の増額が必要というふうにお伺いしておりますので、こちらのほうにつきましては、委託料の見直しを実施して、今後は管理範囲に含めていただくようにするよう致します。取り急ぎ現在、路上に体積している砂については、現在、別件で発注している事業がありますので、そちらの方で撤去する方向性で調整しております。

○ 3番 玉城保弘議員

これこそ何年もほったらかされている場所ですね。2車線の道路が今1車線なんですね。写真も提供させて資料としてわたしていますけれども、かなり伸びて2年以上経過しているわけですから、2車線が1車線になるほど、もう草が道路を占領しているような状況です。課長もうね、とにかく早く、1日でも早くお願い致します。あまりにもみっともない。ましてや港を利用される方、一番観光客も含めて一番利用する道路なので、とにかく早め早めに1日でも早くお願いしたいと思います。

管理委託者とも、もう一度ちゃんとしっかり話をして契約をやり直すなり、しっかりしないと、元々の契約が上手くいっていないのか、場所的なものですね、できていなかったというのも聞いておりますので、やはり契約関係はしっかりとやっていただきたいなと思います。

そこで3番いきます。今年度、委託料予算で清掃作業が実施できるか伺うということです。先ほど言いました今年度の委託料約900万という中で、今私が今まで申し上げた部分が全てクリアできるのかというふうに今年度900万ですね、予算。別で発注することもあるということで、この中で今まで申し上げたような清掃作業が委託料が足りるのか、まず課長の認識をお伺いいたします。

○ 小嶺国土観光産業課長

お答えいたします。予算を計上する次年度の予算を作成する際においては担当サイドにおいて計画を立てて実施して計上させていただいておりますので、その計画分についてはその予算枠内で実施していけるというふうに認識をしておりますが、ただ村民の方だったり、今の玉城議員のお話もあってもう少しこうした方がいいんじゃないのか、ここはおかしんじゃないのかというご意見がありましたら、その部分については発注している業者と協議をする、あるいはどうしても費用が必要ということであれば、それはまたこちらの方で予算を補正するなり対応をしていきたいとは考えております。

○ 3番 玉城保弘議員

課長の方も予算のことになると思うので、私もできている、できていないという実際にやられているんですね。清掃作業は委託業者さんやられているんですよ、やられているけどできていないということは、例えば回数が少ない、あるいは期間が長いという理由しかないわけですよ。そうなってくると回数を増やす、期間を増やすとなると、それなりの委託料を増やすしかないわけですよ。ですから足りるかということなんです。ただ、今テーブル上でどれだけ算出しても出てこないと思います。実際に現場に行って逐一確認をする確認をしたうえであまり酷い場合は別件で発注する。こういう作業をやってはじめてトータル的なものが出てはじめて予算というのが出来上がると思います。ただテーブル上でいくら数字叩いてもできないと思います。もう現場確認が一番です。現場を確認してできていない所には追加をさせる。こういうのを繰り返してはじめて数字が出てくると思いますので、ぜひ現場を確認していただいて、もしあまりひどければ別発注でお願いするということをやっていたきたい。

もう一つが、委託業務前の数字でちょっと全く一緒ではないですけれども、平成31年あたりの委託をする前の賃金ってやっぱり1千200万円も支払われているんですね。当初すぐ700万という数字から、勿論財政的に厳しいということで予算をカットしようというときですから、勿論賛成はしましたけれども、仕事量まで減らされているような、私はどうしてもそういうとらえ方をしたので、もう一度やる回数とかを確認していただきたい。1千200万支払っているんですよ。あの当時から500万カットですよ。やっぱりこれはちょっと違うなと思ったので、予算の見直しも今回入ってくるので、あえて議場でお話をさせていただきました。最後に村長いかがでしょうか、私が今までお話をしたものを。

#### ○ 新里武広村長

先ほど課長のほうからもお話がありましたとおり予算につきましては、まだ増額してやりきれない林道、村道、あるいは農道もありますので、そのへんは検討して、予算の確保に伴って作業を発注していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

#### ○ 3番 玉城保弘議員

今年度も約半分終わっておりますので、あと6か月残っておりますので、その間にしっかりと調査をしていただきたいなと思います。冒頭で申し上げたように国立公園、観光立村と掲げている本村ですので、しっかりと受入体制ができるように、今後取り組んでいただきたいなと思います。これで私の質問を終わります。

#### ○ 當山清彦議長

これで3番玉城保弘議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第7号、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ **新里武広村長**

報告第7号

令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

沖縄県町村土地開発公社の令和4年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別添のとおり報告する。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページから事業報告及び決算報告書を添付しております。

○ **當山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第8号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ **新里武広村長**

報告第8号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

○ **當山清彦議長**

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、同意第4号、渡嘉敷村農業委員会の任命について。

日程第9、同意第5号、渡嘉敷村農業委員会の任命について。

日程第10、同意第6号、渡嘉敷村農業委員会の任命について。

日程第11、同意第7号、渡嘉敷村農業委員会の任命についてを一括して議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

#### ○ 新里武広村長

同意第4号

渡嘉敷村農業委員会の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷19番地

氏 名 小嶺 勉

生年月日 昭和28年9月12日

提案理由

渡嘉敷村農業委員会が令和5年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

同意第5号

渡嘉敷村農業委員会の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字阿波連110番地

氏 名 高尾 渉

生年月日 昭和53年12月22日

提案理由

渡嘉敷村農業委員会が令和5年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

同意第6号

渡嘉敷村農業委員会の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷200番地

氏 名 下地敏之

生年月日 昭和35年12月5日

提案理由

渡嘉敷村農業委員会が令和5年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

同意第7号

#### 渡嘉敷村農業委員会の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会に任命したいので、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷155番地

氏 名 小嶺智秀

生年月日 昭和27年5月1日

提案理由

渡嘉敷村農業委員会が令和5年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、審議をお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

以上で提案者からの報告を終わります。

これから同意第4号、渡嘉敷村農業委員会の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第4号、渡嘉敷村農業委員会の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員です。挙手5名、賛成5名、反対0名、従って、同意第4号は提案者の報告のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意第5号、渡嘉敷村農業委員会の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めこれをもって質疑を終結いたします。

これより同意第5号、渡嘉敷村農業委員会の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員です。挙手5名、賛成5名、反対0名、従って、同意第5号は提案者の報告のとおり同意することに決定されました。

続いて同意第6号、渡嘉敷村農業委員会の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めこれをもって質疑を終結いたします。

これより同意第6号、渡嘉敷村農業委員会の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員です。賛成5名、反対0名、従って、同意第6号は提案者の報告のとおり同意することに決定されました。

続いて同意第7号、渡嘉敷村農業委員会の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めこれをもって質疑を終結いたします。

これより同意第7号、渡嘉敷村農業委員会の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。賛成5名、反対0名、従って、同意第7号は提案者の報告のとおり同意することに決定されました。

日程第12、認定第1号、令和4年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

## ○ 新里武広村長

認定第1号

## 令和4年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

### ○ 3番 玉城保弘議員

監査意見の方が付けられておりますので、その監査の意見書の中にやっぱり村税の、10ページですね、村税の徴収率ですね、前年度徴収率99.37、本村が一位になったことがあるような徴収率は高かったわけですけども、今年度98.6%、収入未済額119万8千円と徴収率下がっているとありますけど、そのへんを説明いただいでよろしいですか。

### ○ 當山清彦議長

休憩しますか。

### ○ 新垣聡総務課長

ただいまのご質問での村税、主に住民税かと思われるんですけども、28件18人分の未徴収となっております。主な要因として考えられるのは、職員の退職等で異動があったりとか、引き継ぎで例年どおりの徴収作業が進んでいなかったのではないかなと考えられます。また新年度に入って新規採用職員が税の係になっていまして、そこらへんでも少しその作業が遅れている状況であることは確かであります。

### ○ 3番 玉城保弘議員

監査からも指摘があるように不公平さを生じさせないというのが税ですので、しっかりと徴収お願いしたいと思います。

もう1件続けて、毎年不用額というのがでるわけですけども、これも不用額も前年に比べて多いと、これ今わかりやすいように意見書の方からちょっと引っ張っていますので10ページですかね。意見書の中の監査が監査結果の方ですね、監査の意見書の方から数字を出しております。これも大まかで結構です。不用額が増えた要因と大まかで結構ですか

ら細かい数字が出せないのであれば結構です。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 新垣聡総務課長

ただいまのご質問にお答えします。不用額が多くなったのは主に工事請負費を予算計上していた分が執行できなかったというのが一番大きな原因であります。あと交付金事業で繰越をした分に関して計上は執行しているんですけども、計上額が大きくて、その分を不用額として流しているという状況です。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第2号、令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長

○ 新里武広村長

認定第2号

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 4番 金城涉議員

歳出の部分で89ページ、雑費の部分で委託料とその他を説明していただけますか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 山城淳船舶課長

金城議員のご質問にお答えします。委託料については、ごみ処理の委託料、船舶の維持管理支援業務の委託料、W i - F i の補修委託料あとサーバー製品等の補修委託、パーソナルコンピューター補修委託料となっています。その他については船内臨時清掃費、陸上電力電気料金、船舶のP Cリース料、あとコロナ対策で足ふきマットのほうを導入しております。そちらの方が雑費のほうに含まれています。以上になります。

○ 4番 金城涉議員

委託料の中のメンテナンスですが、これ離海振の方が受けとるやつですかね。2つ目にあげた。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 山城淳船舶課長

今、金城議員ご質問のお話は船舶維持管理支援委託業務のほうでよろしいでしょうか。今おっしゃったように離海振さんとの契約となっております。

○ 4番 金城涉議員

金額教えてください。

○ 山城淳船舶課長

支出額については、令和4年度525万8千円となっております。

○ 4番 金城涉議員

大きいですね、委託料のほとんどが離海振さんに行っているんですね。これは絶対必要なものなんですかね。内容とか皆さん知っていますよね、どんなことをやっているか。今回、内閣府の離島振興活性事業でしたかね、あれで買取事業しますけれども、コロナ禍に継続してこの委託料も含まれていますよね。買い取り額の中に継続して、これは私は見直すべきだと思っています。この予算の審議でやっぱり一言言っとこうかなと思っていたんですけども、これだけの年間520万5千円の委託料の中身はお答えできますか。どういう作業をして、520万払っているか、離海振に。そのご説明はできますか。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 山城淳船舶課長

この委託業務については、毎月の点検等の支援ですね、またマリーナライナーとかしき、

フェリーとかしきのドック等のドックオーダー作成とか、そういった船員の支援も含めての委託料となっています。

○ 4番 金城渉議員

これはもう締めて、これで終わりますと言えばいいんですね。はい、わかりました。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

不用額が大きいもので船費のほうの不用額説明、金額が大きいものでいいんですけど、お願いします。

○ 山城淳船舶課長

不用額で多いのは船舶修繕費と燃料費のほうが多いと思っています。燃料費のほうで2千700万ほどの不用額、船舶修繕費のほうで、ページ言いましょうね、88ページの燃料潤滑油のほうの不用額のほうで2千700万円ほど約2千800万ですね。90ページの船舶修繕費こちらが5千500万ほどとなっております。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 新垣一史議員

不用額で燃料潤滑油費と船舶修繕費ということなのですが、燃料代が高騰している中でこれだけ不用額がでたのと、コロナ禍に比べて船の稼働率が上がっていると思うのですが、燃料高騰と稼働率が上がっているのに不用額がこれだけ出たことと、あと修繕費がこれだけ約5千500万不用になった理由を伺いたい。

○ 山城淳船舶課長

燃料費については、年度初めから昨年度、令和3年度の状況をみながら、まだコロナが開けて徐々に回復しておりましたが、燃料費のほうはどうしても高騰したり変動がありましたので、我々としても年度末に燃料費が足りないということのを避けるために多少多めに予算を取っていったところ不用額が発生したと思っています。どうしても12月補正で最終的にやっておかないと支払いが3月補正では間に合わないものもございますので、どうしてもそういうことが起こってくると思います。

修繕費については、今マリーナとかしきもございますが、フェリーとかしきのほうもけっこう年数が経っておりまして、修繕費が加算できています。今うちの機関のほうに頑張ってもらってどうにか修繕等、日々の維持メンテナンスをしながら、どうにか頑張らせていただいている、もしかすると大きな工事ができるかもしれないという流れの中で金額予算を取っていたものですから、その分の不用額がでてきております。

○ 當山清彦議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第3号、令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

認定第3号

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、認定第4号、令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

認定第4号

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、認定第5号、令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 新里武広村長

認定第5号

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、認定第6号、令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

認定第6号

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

お諮りします。本日予定していた議案審議はすべて終了しましたが、時間がありますので、明日審議予定の議案9件を日程に追加し追加日程第1から第9として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第27号から33号、発議第4号と5号を日程に追加し追加日程第1から第9として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第27号、令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第27号

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）について

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）

令和5年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9千926万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3千87万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「休憩」の声あり）

休憩します。

再開します。

他に質疑ありません。

座間味議員。

（「休憩」の声あり）

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第28号、令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

議案第28号

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)について

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千127万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3千80万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3、議案第29号、令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

議案第29号

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千474万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千563万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4、議案第30号、令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

議案第30号

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千763万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8千301万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 5番 新垣一史議員

歳出の6ページ、簡易水道維持費について説明をお願いします。

○ 小嶺国土観光産業課長

はい、ではご質問にお答えします。簡易水道維持費の補正項目としましては、需用費で施設修繕費79万2千円の増額を補正させていただいております。

次に、14節工事請負費、23細節配水管取り替え工事2千204万4千円、25細節で配水管取り替え工事に伴う給水管敷設工事、こちらの方が453万円。15節の1細節、水道資材で16万3千円を補正させていただいております。

○ 5番 新垣一史議員

工事請負費のほうが2千657万4千円と、かなり大きな金額になっているんですが、配管工事の増額について教えてください。

○ 小嶺国土観光産業課長

こちらにつきましては一般会計の工事の補正のときと理由は一緒で、入札不調によることが続いていることに関して、業者のほうに参考見積を提出していただけるよう協力を依頼して提出していただいた金額との差額を計上させていただいております。

○ 5番 新垣一史議員

参考見積でこの金額ということなんですが、これだけやっぱり増額しないと落札はもう難しいということではよろしいですか。

○ 小嶺国土観光産業課長

現時点におきましては、工事入札に参加してくださる業者の方々からすると、このぐらいの金額が必要という回答があるという認識でいます。

○ 當山清彦議長

他に質疑はありませんか。

(「休憩」の声あり)

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第5、議案第31号、令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第31号

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和5年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千701万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第6、議案第32号、令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

#### ○ 新里武広村長

議案第32号

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

令和5年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ557万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

以上、ご審議をお願いいたします。

#### ○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### ○ 5番 新垣一史議員

歳出の8ページ保険料還付金について教えてください。

#### ○ 赤嶺孝幸民生課長補佐

議員の質問にお答えします。12万1千630円の前年度からの繰越金となっております。

○ 當山清彦議長

休憩します。

再開します。

○ 赤嶺孝幸民生課長補佐

先ほどの答弁を一旦取り下げいたします。今回の令和4年度からの繰越金のほうを一般会計のほうに戻す予算となっております。

○ 當山清彦議長

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第7、議案第33号、渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新里武広村長。

○ 新里武広村長

議案第33号

渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例について

渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

地方再生法に基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関し、法人から受けた寄附金を適正に管理し、当該事業実施に要する経費の財源に充てるため、渡嘉敷村企業版ふるさと納税基金条例を制定する必要がある。

令和5年9月13日提出 渡嘉敷村長 新里武広

次のページに、基金条例の内容を載せてあります。

以上、ご審議のほうをお願いいたします。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第8、発議第4号、渡嘉敷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味満議員。

○ 2番 座間味満議員

発議第4号

渡嘉敷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月13日提出

渡嘉敷村議会議長 當山清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

賛成者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、渡嘉敷村議会議員と渡嘉敷村との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図る必要があることが、本条例を制定する理由である。

別紙のとおりとなっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第9、発議第5号、渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。與那嶺雅晴議員。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

発議第5号

渡嘉敷村議会の個人情報の保護に関する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年9月13日提出

渡嘉敷村議会議長 當山清彦 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 與那嶺雅晴

賛成者 渡嘉敷村議会議員 座間味 満

提案理由

新個人情報制度の見直しにおいて、地方公共団体の議会における取り扱い、公共団体の機関から除外されることになり、独自に個人情報の保護に関する条例の制定が必要とされることが本条例を制定する理由である。ご審議ください。

○ 當山清彦議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和5年渡嘉敷村議会第4回定例会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本定例会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。

従って、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会するに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回渡嘉敷村議会9月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後3時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）